

静岡県公立大学法人第2期中期計画

(平成25年3月28日認可)

(平成26年3月20日変更認可)

(平成26年8月8日変更認可)

(平成27年10月30日変更認可)

(平成29年9月15日変更認可)

前文	1
第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織	2
1 中期計画の期間	2
2 教育研究上の基本組織	2
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	2
1 教育に関する目標を達成するための措置	4
(1) 教育の成果	4
(2) 教育の実施体制等	10
(3) 学生への支援	11
2 研究に関する目標を達成するための措置	12
(1) 研究の水準及び成果	12
(2) 研究の実施体制等	13
3 地域貢献に関する目標を達成するための措置	14
(1) 地域社会との連携	14
(2) 県との連携	15
(3) 大学との連携	15
(4) 高等学校との連携	15
4 グローバル化に関する目標を達成するための措置	16
(1) 海外の大学等との交流の活性化	16
(2) 教育研究活動のグローバルな展開	16
第3 法人の経営に関する目標を達成するためにとるべき措置	16
1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置	16
(1) 有機的かつ機動的な業務運営	16
(2) 人事の適正化と人材育成	17
(3) 事務等の生産性の向上	17
(4) 監査機能の活用	17
2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	18
(1) 自己収入の確保	18
(2) 予算の効率的かつ適正な執行	18
(3) 資産の安産かつ効率的・効果的な運用	18
第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	18
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	18
2 情報公開・広報等の充実に関する目標を達成するための措置	18
(1) 情報公開の推進	18
(2) 積極的かつ効果的広報の展開	19

第5	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	19
1	施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	19
2	安全管理に関する目標を達成するための措置	20
	(1) 安全衛生管理体制の確保	20
	(2) 危機管理体制の確立等	20
3	社会的責任に関する目標を達成するための措置	20
	(1) 人権の尊重等	20
	(2) 法令遵守	21
	(3) 環境配慮	21
第6	その他の記載事項	22
1	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	22
2	短期借入金の限度額	22
	(1) 限度額	
	(2) 想定される理由	
3	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	22
4	剰余金の使途	22
5	県の規則で定める業務運営計画	22
	(1) 施設及び設備に関する計画	22
	(2) 人事に関する計画	22
	(3) 中期目標の期間を超える債務負担	23
	(4) 積立金の使途	24
別表	（収容定員）	
1	静岡県立大学	25
2	静岡県立大学短期大学部	27
	（別紙）	
	予算 平成25年度～平成30年度予算	28
	【人件費の見積り】	29
	【運営費交付金の算定ルール】	29
	収支計画 平成25年度～平成30年度収支計画	30
	資金計画 平成25年度～平成30年度資金計画	31

静岡県公立大学法人第2期中期計画

○ 前文

静岡県公立大学法人は、静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部（以下「本学」という。）の発展を図るべく平成19年度に策定した第1期中期計画の着実な推進に取り組んできた。

本学は、第2期（平成25年度～30年度）においても、引き続き県立大学は静岡県民に支援され、地域に立脚した大学として、中期目標の達成に向けて中期計画を推進し、更なる発展を図っていく。

計画の推進に当たっては、本学の有する教育研究資源を十分かつ効果的に活かして、教育、研究及び地域貢献の取組を積極的に推進し、これまで以上に魅力的な総合大学へと、一層飛躍することを目指す。

このため、本学の強みを一段と発揮した特色ある教育研究活動に取り組むこととし、中期計画期間の全学的な重点課題を次のとおり提示する。

<全学的な重点課題>

- 1 生命科学と人文社会科学の両分野が連携して教育・研究活動をグローバルに展開するとともに、安全安心で健康長寿に恵まれた、質の高い地域社会の形成に貢献できる知の拠点を目指す。
- 2 健康長寿社会の実現に向けて、薬・食・看を基盤とした統合的ヘルスサイエンス教育・研究を推進するとともに、豊かな学識を持ち、保健・医療・福祉に関連するチームケアを牽引することのできる人材を育成する。
- 3 アジアをはじめとする多様な社会の課題を解決するため、グローバルな視点から、文化・政治・経済などに関する総合的な教育・研究を推進するとともに、情報科学を含めた異分野融合の実践知と創造力及び発信力を備えた人材を育成する。

第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期計画の期間

平成25年4月1日から平成31年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期計画を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

大学	学部等
静岡県立大学	薬学部 食品栄養科学部 国際関係学部 経営情報学部 看護学部
	大学院
静岡県立大学短期大学部	

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

前文に掲げた「全学的な重点課題」に関し、部局間連携等による教育・研究の検討・調整を行い、具体的な計画の推進を図る。

また、それぞれの部局において、特色ある教育研究活動を積極的に推進するため、中期計画期間の部局別の重点課題を次のとおり掲げる。

<部局別の重点課題>

[薬学部]

- ・ 医療人としての倫理観と薬物治療に関する高度な専門性を有し、研究能力を備えた薬剤師の育成（6年制課程）
- ・ 薬物治療のニーズの理解と研究能力の涵養を通じて創薬及び育薬を主体的に担える人材の育成（4年制課程）

[食品栄養科学部]

- ・ 健康に関わる食とそれを支える環境の様々な課題の解決に貢献でき、研究意欲を備えた専門技術者や管理栄養士の育成

[国際関係学部]

- ・ 世界諸地域の多様な社会・文化についての深い理解を通じて主体的に行動できる

人材の育成

[経営情報学部]

- ・ 経営・情報・総合政策を融合した問題解決能力で、ビジネス・公共・社会のイノベーションを担える人材の育成

[看護学部]

- ・ 確かな看護判断能力と実践能力を身につけ、他の専門職と協働して問題解決に取り組む人材の育成

[薬食生命科学総合学府]

- ・ 薬と食を基盤とした最先端生命科学を究め、健康寿命の延伸と安全・安心な環境の創出に貢献できる研究者や高度専門技術者の育成

[薬学研究院]

- ・ 疾病の原因究明と予防、創薬・育薬、薬の評価、安全な薬物治療及び薬食相互作用の解明を目指した薬学研究

[食品栄養環境科学研究院]

- ・ 食品の機能解明・開発・安全評価、食薬融合を基盤にした疾病の予防・進展抑制、及び食と健康に関わる環境問題の解決に資する研究

[国際関係学研究科]

- ・ グローバル化時代に的確に対応した高度な知識と実践能力を備え、国内外の様々な領域で力強く行動できる人材の育成
- ・ グローバルな視点に立脚したアジア、欧米を軸とする多彩な地域研究及び幅広いディシプリンが連携した総合的研究

[経営情報イノベーション研究科]

- ・ 高度な経営・情報・政策能力を活かして、ビジネス・公共・社会にイノベーションを創起する人材の育成
- ・ ビジネス・公共・社会のイノベーションに関する経営・情報・政策各領域にわたる学際的な研究

[看護学研究科]

- ・ 専門的知識と実践能力を活用して看護実践の質の向上に貢献できる人材の養成
- ・ 地域で生活する人々の健康・療養支援及び災害時における看護の役割に関する研究

[短期大学部]

- ・ 生命の尊重を基盤とした豊かな人間性と知識・技術を備え、実践能力を持つ保健・医療・福祉及び幼児教育の専門職の育成

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果

ア 育成する人材

(ア) 静岡県立大学

a 学士課程

<全学的に取り組む教養教育>

- ・ 広い知識と視野を涵養し、多様な価値体系が転変する社会に対応できる判断力や倫理観を養うことを目指し、全学部生を対象として全学的に取り組む教養教育（全学共通科目）を実施し、幅広い教養と基礎学力を兼ね備えた人材を育成する。

<専門基礎教育・専門教育>

[薬学部]

- ・ 医療人としての倫理観と薬物治療に関する高度な専門性を有し、研究能力を備えた薬剤師を育成する。
- ・ 薬物治療のニーズの理解と研究能力の涵養を通じて創薬及び育薬を主体的に担える人材を育成する。
- ・ 新卒者の薬剤師国家試験の合格率は、国公立大学の上位 5 位以内の維持を目指す。

[食品栄養科学部]

- ・ 食品・栄養・環境・健康に関する基礎知識と基本的技術を修得し、それらを融合した総合的な知識と最先端の技術を身につけた専門技術者や管理栄養士を育成する。
- ・ 新卒者の管理栄養士国家試験の合格率 100%の維持を目指す。

[国際関係学部]

- ・ グローバル化に対応するために、多様な言語・政治・経済・文化等を理解・尊重し、国際社会において活躍できる人材を育成する。
- ・ 2年次までに聴解力、読解力を中心とした基礎的な英語力の定着を徹底し、2年次のTOEIC IP テストにおいてスコア 800 点以上を獲得する学生が 10%、

730 点以上を獲得する学生が 15%、600 点以上を獲得する学生が 50%を上回
ることを目指す。

[経営情報学部]

- ・ 経営・情報・総合政策を融合した問題解決能力を身につけた、イノベーションの一翼を担う人材を育成する。
- ・ 会計リテラシーの教育成果として、簿記検定を奨励し、日商簿記検定 3 級の卒業までの取得率 80%の維持を目指す。日商簿記検定 2 級の受験を勧め、卒業までの取得率 15%の維持を目指す。

[看護学部]

- ・ 少子高齢社会の健康の護り手として人々の健康生活を支援するため、確かな看護判断能力と実践能力を身につけ、他専門職と協働して問題解決に取り組むことのできる人材を育成する。
- ・ 新卒者の看護師国家試験の合格率 100%の維持を目指す。新卒者の保健師国家試験の合格率は、全国平均以上を目指す。

b 大学院課程

[薬食生命科学総合学府]

- ・ 臨床薬学を実践する指導的薬剤師及び医療薬学分野で活躍できる人材を育成する。
- ・ 生命薬学を中心とした高度な専門知識と技術を身につけ、創薬、衛生など幅広い分野で活躍できる人材を育成する。
- ・ 薬学と食品栄養科学の両分野における高度な専門知識と技術を身につけ、「食」と「薬」の学際的研究分野を開拓する人材を育成する。
- ・ 超高齢社会に対応し、食を通して健康保持に貢献できる知識や技術を身につけ、国際的にも活躍できる人材を育成する。
- ・ 環境に関する専門的な知識及び技術と幅広い視野を培い、環境問題の科学的な解明を通して、食と健康に密接に関わりのある環境分野で活躍できる人材を育成する。

[国際関係学研究科]

- ・ グローバル社会の様々な場面で、主体的に思考し、行動できる高度な知識基盤と実践能力を備えた人材を育成する。

[経営情報イノベーション研究科]

- ・ 高度な経営・情報・政策能力を活かして、ビジネス・公共・社会にイノベーションを創起する人材を育成する。

[看護学研究科]

- ・ 優れた倫理的判断力や保健医療の国際化・情報化に対応できる能力を持ち、看護実践の質の向上及び教育・研究の積極的推進を図る人材を育成する。
- ・ 新卒者の助産師国家試験の合格率 100%の維持を目指す。

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・ 教養教育において、幅広い教養を磨くとともに、各学科の専門科目と連携しながら豊かな人間性と総合的判断力を培うことにより、保健・医療・福祉及び幼児教育の水準向上に貢献し社会の要請に応え得る人材を育成する。
- ・ 看護師、歯科衛生士、社会福祉士、保育士若しくは介護福祉士の資格又は幼稚園教諭の免許を有し、時代の要請に対応できる実践的能力や科学的思考力、主体的判断力を有する人材を育成する。
- ・ 新卒者の看護師国家試験及び歯科衛生士国家試験の合格率 100%の維持を目指す。新卒者の介護福祉士国家試験の合格率は、全国平均以上を目指す。

イ 入学者受入れ

- ・ 受験生をはじめ保護者、高校教員等へ本学及び各部局の教育の特色を分かりやすく伝え、本学が進学先として、優秀で多様な人材から「選ばれる大学」となるため、オープンキャンパスなどの充実や高等学校との連携強化を図り、積極的な入試広報を推進する。
- ・ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）にふさわしい優秀で多様な人材を公正にかつ妥当な方法で選抜するため、試験科目・出題方法を含めて全学的に入試体制の整備を行う。
- ・ 入試問題のチェックを強化し、過誤の防止（入試ミス防止）の徹底を図る。

ウ 教育課程と教育方法

- ・ 「全学的な重点課題」に関する教育活動を推進するために必要な教育内容の導入を図る。
- ・ 全学的な学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）とともに、これらを踏まえた各部局のポリシーについても周知に努め、教職員及び学生の共通認識の深化を図る。
- ・ ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく体系的な教育課

程(カリキュラム)において、学生の学修意欲の向上と理解の促進を図るため、多様で工夫した授業形態や授業方法を採用するとともに、適切な履修指導や教育研究指導を行う。

(7) 静岡県立大学

a 学士課程

<教養教育>

- ・ 全学的に取り組む教養教育については、長期的な視点に立ち、本学の教育理念に基づいた教養教育のあり方を見直す。また、各学部が提供している教職科目のうち同種のものについては、全学共通科目への一元化を図る。
- ・ 海外で活躍できる英語力の養成を目指して、英語を使用した授業を実施するなど、更なる英語教育の充実を図る。
- ・ TOEIC や TOEFL の受験対策に積極的に取り組む。
- ・ 正課内におけるキャリア教育及び正課外におけるキャリア形成支援事業の充実を図るとともに、地域活動を含む社会貢献活動への学生の取組を支援することなどを通じて、学生のキャリア意識・市民意識の涵養に努める。
- ・ キャリア支援センターを中心として、教職員が連携し、キャリア形成支援と就職支援が相互に結びついた統合的な支援を進める。
- ・ 初年次教育のプログラムの充実や体系化を図り、全学的な教養教育と各学部の基礎教育の中に適切に位置付けて実施する。

<専門教育>

[薬学部]

- ・ 実務実習事前学習や実務実習において、実務能力の維持のための研鑽を、担当教員が絶え間なく行いながら、教員主導型の実務実習体制を継続する。

[食品栄養科学部]

- ・ 日本技術者認定機構(JABEE)の継続的な認定を受け、国際的に評価される教育プログラムを目指す。
- ・ 栄養教諭と理科教諭の免許取得を視野に入れ、カリキュラム編成を見直す。
- ・ 環境系新学科の設置計画に対応したカリキュラム及び教育方法を確立する。

[国際関係学部]

- ・ 学生の多様なニーズに応えるとともに、グローバル化に対応できるよう、より充実したカリキュラム編成に努める。

[経営情報学部]

- ・ 地域社会が抱える諸問題及びグローバルな問題を発見し、文理融合・多分野融合・イノベーションの視点から、これらの問題を解決する能力を育成することができるカリキュラム編成となるよう見直す。

[看護学部]

- ・ 看護教育拡充の計画を踏まえ、医療・社会の変化に応じた看護判断能力と実践力を身につけ、チーム医療の中で看護の専門性を発揮できるよう、カリキュラムの整備を図る。

b 大学院課程

- ・ 専門性を高める教育を実施するため、複数教員による研究指導体制の充実を図る。

[薬食生命科学総合学府]

- ・ 実践的な薬剤師教育を担当する指導的立場の薬剤師及び医療薬学・臨床薬学関連分野で活躍できる研究・教育者を育成するため、教育体制の充実を図る。
- ・ 薬学分野において、先端的技術と高度な研究教育能力を有する指導的立場の人材の育成を目指し、教育体制の充実を図る。
- ・ 薬学的及び食品栄養科学的観点から薬食融合学際領域の先端的科学研究を實踐できる人材の育成を目指し、教育体制を充実させる。
- ・ 国際性を備え、食品・栄養分野での社会貢献に必要な高度専門知識及び分析・解析技術を修得させるプログラム、並びに臨床現場で活躍できる管理栄養士を養成するプログラムを充実させる。
- ・ 環境科学の先端技術と地域の環境問題に関する高度な研究能力及び問題解決能力を備えた視野の広い人材の育成を目指し、連携大学院、インターンシップ等他大学及び関係機関と連携した教育の充実を図るとともに、食品栄養科学部環境系新学科の設置計画に対応した学部から大学院までの一貫教育体制を構築する。

[国際関係学研究科]

- ・ グローバル化による社会環境の変化に対応できる高度な知識基盤と実践能力を備えた人材の育成を目指し、カリキュラムの点検、充実を図るとともに、研究科に附設するセンターを中心とした研究活動及びその成果を授業に取り

込むことなどを通して教育の充実を目指す。さらに、本研究科が受け入れる留学生のための日本語教育の体制を整える。

- ・ 英語及び国語の教員専修免許取得を目指す学生のため、言語教育に関する高い専門能力と実践能力が養えるようカリキュラムの質的充実を図るとともに、地域貢献も視野に入れながら、中学・高等学校の現職教員の指導力向上を支援するための体制を整える。

[経営情報イノベーション研究科]

- ・ 高度な経営・情報・政策能力を活かして、ビジネス・公共・社会にイノベーションを起こす人材を育成するためカリキュラムを見直す。また、社会人に対するリカレント教育を積極的に行う。

[看護学研究科]

- ・ 保健・医療・福祉分野の変化に伴い拡大する高度実践看護職の役割に対応した教育内容を提供する。
- ・ 県立静岡がんセンター等県下の自治体病院との教育・研究に関する連携を強化する。
- ・ 専門看護師（CNS）養成コースの認定を受けるための準備を行う。

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・ 保健・医療・福祉・幼児教育の現場で活躍できる人材を育成するため、知性や感性を磨き、コミュニケーション能力向上に資する教養教育の充実を図るとともに、医療機関、福祉施設、相談援助機関等での実習教育を重視したカリキュラムの編成と、それに基づく教育の充実を図る。
- ・ キャリア支援センターを中心として、教職員が連携し、キャリア形成支援と就職支援が相互に結びついた統合的な支援を進める。

エ 卒業教育

卒業後における知識や技術の向上を支援するため、卒業生を対象として、リカレント教育を実施するなど、フォローアップ教育の充実を図る。

オ 成績評価

(ア) 静岡県立大学

a 学士課程

授業の到達目標、成績評価基準をシラバス等により学生に分かりやすく明示するとともに、GPA、CAP制度のもとで、成績評価をより客観的かつ

厳格なものにするため改善に努める。改善は、必要に応じて、検討委員会を設けて行う。

b 大学院課程

授業の到達目標、成績評価基準、学位論文審査基準をシラバス等により学生に分かりやすく明示するとともに、適切な成績評価及び学位論文審査を行う。

(イ) 静岡県立大学短期大学部

授業の到達目標、成績評価基準をシラバス等により学生に分かりやすく明示するとともに、成績評価の基準と方法を定期的に見直し、筆記試験、レポート等で適切な成績評価を行う。

(2) 教育の実施体制等

ア 教育の実施体制の整備

- ・ 「全学的な重点課題」に関する具体的な取組の検討及び調整を行うため、学内会議を設置する。
- ・ 学部間及び短期大学部との学内教員の相互協力を推進する。
- ・ 研究機関、民間企業、臨地実習先の研究者、実務経験者等を講師として招聘するとともに、県内高等教育機関との連携を通じて教員の相互活用を推進するなど、学外の人材の活用を図る。

イ 教育環境の整備

- ・ 施設・設備の現状を把握し、ファシリティマネジメントの視点に立って、老朽施設・設備の計画的な改修を進めるとともに、効率的・効果的な利用を図る。
- ・ 全学的な教育方針に沿った施設設備や電子資料を含む図書館資料の整備充実を努め、各種のメディアの積極的な利用の促進を図る。
- ・ 情報システムの円滑な利用や情報リテラシー教育支援のため、全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の更新を、利用目的、利用者の規模等の利用環境を考慮して計画的に進める。
- ・ 情報ネットワークについては、データ通信量の増加、セキュリティの向上及び利用形態の多様化に対応するため、最新の技術動向を踏まえ、学内基盤ネットワークの更新などの改善を図る。

ウ 教育力の向上

(7) 教員の能力開発

- ・ 各学部、研究科ごとに設置されたファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会において、効果的な授業形態、学習指導方法等の開発・改善に取り組むためのプロジェクトを計画し、全学FD委員会において重点的な支援を行い、その検証結果を踏まえ、全学的な取組へと拡大することにより、教員の能力向上を図る。
- ・ 全学及び学部等のFD委員会において、研究発表、交流、意見交換、教員相互の公開授業等の活動の拡充を図る。

(4) 教員活動の改善

- ・ 卒業生・修了生及びその就職先等に評価を求めることにより、学部・大学院・短期大学教育に対する社会からの要望を把握し、教育活動の改善に努める。
- ・ 認証評価等の外部評価における教育活動の改善に関する提言を踏まえるとともに、学生による授業評価等による教育活動の客観的な評価体制の充実や、その結果が教育の質の改善に活かせるシステムの整備に更に取り組む。

(3) 学生への支援

ア 学習・生活支援

- ・ 学習支援の充実に取り組み、学生の自主的学習に役立つサービスや環境の整備に努める。
- ・ 定期的に学生の意見を聴いて学習環境を充実する。
- ・ カンパセーションパートナー制度や留学生ガイダンス、留学生同士の交流支援など、留学生に対する支援の充実を図る。
- ・ 健康支援センターにおいて、学生相談、健康指導を充実させるなど学生の身体的かつ精神的な健康の増進を支援する。
- ・ 各種の財団、企業等に支援を依頼するなど奨学金の確保に努める。

イ 進路支援

- ・ キャリア支援センターにおいて、キャリアアドバイザー等による相談の充実を図るとともに、積極的な求人開拓を進める。また、県立大学においては学生の企業研究・業界研究を、短期大学部においては資格取得を中心に支援を強化する。

- ・ 学生の進路希望・進路状況を的確に把握し、それらに基づいた個別指導を行うとともに、進路状況のデータを活用した支援施策を実施する。
- ・ 卒業生との連携を確立し、面談会を実施するなどにより、企業情報や就職情報の入手に努める。
- ・ 短期大学部においては、キャリア形成支援のための講座等を充実させ、学生のキャリア意識の涵養に努める。
- ・ 【再掲】キャリア支援センターを中心として、教職員が連携し、キャリア形成支援と就職支援が相互に結びついた統合的な支援を進める。

ウ 社会活動支援

- ・ 学生の積極的かつ自主的な社会活動への参加を促進するため、自治体等との連携・協力の強化に努める。
- ・ 【再掲】正課内におけるキャリア教育及び正課外におけるキャリア形成支援事業の充実を図るとともに、地域活動を含む社会貢献活動への学生の取組を支援することなどを通じて、学生のキャリア意識・市民意識の涵養に努める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の水準及び成果

ア 静岡県立大学

- ・ 「全学的な重点課題」に関する研究活動を推進する。
[薬学部・薬学研究院、食品栄養科学部・食品栄養環境科学研究院]
- ・ 健康長寿社会の構築に資する学際融合領域の最先端生命科学と薬食実践科学に関する研究を推進する。
[薬学部、薬学研究院]
- ・ 疾病の原因、治療、予防及びそれらの分析、評価に関わる生命科学研究及び臨床薬学研究並びに国民の安全安心に関わる健康科学領域の研究を推進する。
- ・ 創薬・育薬に関わる生命科学研究及び医薬品に関わる物質科学研究を推進する。
[食品栄養科学部、食品栄養環境科学研究院（食品栄養科学分野）]
- ・ 「食品の安全及び機能」と「食と環境」に関する研究を推進する。
- ・ 「食と健康」及び「環境と健康」に関する分子からヒト個体及び集団のレベルまでの研究を推進する。

[環境科学研究所、食品栄養環境科学研究所（環境科学分野）]

- ・ 安全で快適な環境の創成に資する研究並びにその環境の下で、健康長寿社会及び廃棄物の利活用等による持続可能社会の実現を目指した研究を推進する。

[国際関係学部、国際関係学研究科]

- ・ アジア及び欧米地域を中心とした国際関係の研究を推進する。
- ・ 多文化共生を視野に入れた社会・文化・言語を中心とした研究を推進する。

[経営情報学部、経営情報イノベーション研究科]

- ・ 経営・情報・総合政策分野を連携・融合させた学際的研究を推進する。
- ・ 広範囲にわたるイノベーションを促進する経営・情報・政策に関する研究を推進する。
- ・ アジア企業をはじめとした、「ものづくり県」静岡の産業政策に関する研究を推進する。

[看護学部、看護学研究科]

- ・ 地域で生活する人々の健康・療養支援及び災害時における看護の役割に関する研究を推進する。

[グローバル地域センター]

- ・ アジア地域の社会・文化に関する調査研究及び静岡県における喫緊の課題である危機管理体制の整備に関する調査研究を行う。

イ 静岡県立大学短期大学部

- ・ 各学科等が持つ研究資源と地域ニーズの整合を図り、人々の生活の活性化に寄与するための研究を推進する。
- ・ 地域特性を考慮し、震災時の保健、福祉等に関する研究を推進する。

(2) 研究の実施体制等

ア 研究の実施体制の整備

- ・ 共同研究等を推進するため、国内外の研究者とのネットワーク形成を推進する。
- ・ 共同研究や受託研究を活発に展開するため、他大学や研究機関、地方自治体等との産学官連携を強化する。
- ・ 外部資金は、第1期中期計画期間の実績を超える件数及び金額の獲得を目指す。

- ・ 【再掲】「全学的な重点課題」に関する具体的な取組の検討及び調整を行うため、学内会議を設置する。

イ 研究環境の整備

- ・ 電子資料やデータベースの整備充実を図るとともに、学術・情報資源のネットワーク化及びアーカイブ化を推進する。
- ・ 老朽化した共同利用研究機器の計画的な更新を進める。
- ・ 臨床研究や動物実験を実施するための国際水準を踏まえた研究体制の充実を図る。

ウ 知的財産の創出・活用

本学としての知的財産の戦略的なマネジメントのもと、マネジメント体制の充実を図るとともに、積極的な知的財産の創出・活用、知財教育の推進など効果的・効率的に知財活動に取り組む。

エ 研究活動の改善

- ・ 認証評価等の外部評価における研究（研究環境）に関する提言を踏まえるとともに、学内で継続実施してきた研究成果発表等を通じた相互評価及び教員活動評価制度等による研究活動の検証に努め、研究水準向上への取組を推進する。
- ・ 学内の研究費の配分は、重点研究分野、若手研究者育成、学部横断プロジェクト等を考慮し、外部評価制度を活用した重点的・選択的な配分とする。
- ・ シンポジウム、ホームページ、紀要、機関リポジトリ（大学等の産出する学術資料を電子的に蓄積・公表するシステム）等により本学の研究成果や学術情報を公開し、評価を高めるための積極的な広報に努める。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会との連携

<全学的な活動展開 >

- ・ 全学的な地域貢献活動を展開し、地域社会との連携強化を図る。

<多様な学習機会の提供 >

- ・ 保健・医療・福祉に関わる職能団体等と連携して、卒後教育セミナーや研究会、講習会等を開催し、地域社会に貢献できる人材に学習・研鑽の場を提供する。
- ・ 講義科目の積極的な公開やリカレント教育を実施し、社会人の生涯学習を支

援する。

- ・ 県民のニーズに対応した公開講座、生涯学習プログラム等を県内各地で定期的に開催する。公開講座については、延べ人数で年間 800 人以上の参加を目指す。
- ・ 地域の児童・生徒を対象に模擬授業や研究室開放等を実施し、幅広い分野への知的関心と意欲を引き出すように努める。

<社会への提言活動>

- ・ 地域社会のシンクタンクとして、調査・研究の活動を通じて地域社会が抱える諸問題の解決に向けた提言活動を行う。

<産学民官の連携>

- ・ 研究に対する社会的なニーズとシーズの融合を進め、産学官の共同研究、受託研究を積極的に推進する。
- ・ 共同研究、受託研究については、第 1 期中期計画期間の実績（件数）を超える研究の実施を目指す。
- ・ 県内自治体や NPO 法人等の活動と連携し、地域振興プロジェクトや地域防災活動に積極的に協力する。

<その他知的資源の地域還元>

- ・ 小鹿キャンパスにおいては、健康度測定を伴う健康相談、健康講座等を実施し、地域住民の健康づくりに一層貢献する。

(2) 県との連携

- ・ 本学教員の静岡県の各種審議会、委員会等への参画や、静岡県における諸課題の解決に向けた積極的な研究活動などを通じ、県施策の推進に寄与する。
- ・ 静岡県の試験研究機関等との連携大学院の活動を実施する。

(3) 大学との連携

大学間ネットワーク機能の強化に協力し、県内他大学と連携した教育や学生支援の充実を図る。

(4) 高等学校との連携

高校生の学習意欲の喚起や進路選択に資するとともに、学生が高校教育から大学

教育へ円滑に移行できるよう、高校生を対象とした公開授業や高校生の大学の授業への参加、本学教員による出張講義等を実施し、高等学校との連携を推進する。

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

(1) 海外の大学等との交流の活性化

- ・ 本学の教育理念を踏まえ、国際交流の効果的な推進及び教育研究のグローバル化に向けた全学的取組方針や体制の整備を図る。
- ・ 日本人学生の海外派遣及び外国人留学生の受入れを推進するため、留学に関する教育体制・支援体制の強化を図る。
- ・ 教員の海外研修を支援するとともに、海外協定校を中心に相互の教育・研究の充実を図る。
- ・ 海外からの研究者及び留学生の滞在に関する支援の充実を図る。

(2) 教育研究活動のグローバルな展開

- ・ 国際的なシンポジウム、ワークショップ等を毎年度開催し、本学の研究成果を積極的に世界に発信する。国際的なシンポジウムなどへの海外からの研究者等の参加は、年間 50 人以上を目指す。
- ・ 国際的に活躍できる人材を養成するため、海外からの客員教授及び研究者の招聘を進めるとともに、海外諸研究機関との共同研究体制の強化を図る。
- ・ 学術文化研究機関等と連携を図り、国際学会、講演会等の誘致を積極的に推進する。
- ・ 外国人教員の積極的な受入れに努めるなど、グローバルな教育環境の整備に努める。
- ・ 世界の多様な文化などへの理解を深めるための幅広い教養教育や外国語を使用した授業の実施など、グローバル人材の養成に向けた教育の充実を図る。

第3 法人の経営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 有機的かつ機動的な業務運営

- ・ 理事長・学長のリーダーシップを支える体制を強化するため、法人・大学事務局組織及び学長補佐体制（機能・役割）等の見直しを行う。

- ・ 教育研究組織のあり方について不断の検討を行い、必要に応じて学部、研究科、短期大学部等の教育研究組織の統合・再編・見直しを行う。
- ・ 中長期的視点に立ったビジョン（発展・改革のための方向性）を定め、中期計画の着実な推進を図る。
- ・ 事務局組織全体について、事務局が一体となって業務の横断的な連携を強化するとともに、必要な組織の見直しを行う。
- ・ 教員と事務職員との連携を強化し、一体的かつ効果的な業務運営を行う。

(2) 人事の適正化と人材育成

ア 人事制度の運用と改善

- ・ 教員評価制度の評価結果を処遇等に適切に反映できるよう活用体制を整備する。併せて、サバティカルイヤー等教員の資質向上のための研修制度の整備を行う。
- ・ 事務局組織の専門性を高めるため、法人固有職員の計画的な採用を推進するとともに、それらの職員の評価制度を構築する。法人化時点を基準として県派遣職員の3割程度を法人固有職員に切り替える。
- ・ 全学的な視点に立って、人員配置、任用等を行うとともに、公正性、透明性、客観性が確保されるよう任用制度や人事委員会制度の適切な運用と改善を行う。

イ 職員の能力開発

職員が大学運営に必要な知識・技能を適切に習得できるよう、外部研修、学内研修及びOJT等の研修を充実する。

(3) 事務等の生産性の向上

事務執行において、事務処理の標準化、集中化や外製化の推進等により効率化を図る。

(4) 監査機能の活用

監事及び会計監査人と連携した内部監査を実施し、法人業務の適正化及び効率化を図る。

2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 自己収入の確保

- ・ 部局ごとに外部資金獲得の目標を設定するとともに、外部資金獲得のための制度の紹介及び申請方法の研修会を実施し、全教員に外部資金(科学研究費補助金、受託研究、共同研究、奨学寄附金等)増加に向けた取組を促す。
- ・ 講習会・研修会等の受講料収入などにより、自己収入の増加を図る。
- ・ 教育研究活動を充実していくための基金の設置を目指す。
- ・ 【再掲】外部資金は、第1期中期計画期間の実績を超える件数及び金額の獲得を目指す。

(2) 予算の効率的かつ適正な執行

- ・ 学内のニーズを踏まえつつ、財務諸表等の分析を行い、予算執行の効果が高まるよう適切な予算配分を行う。
- ・ 経費の節約等による効率的な予算執行に努め、財政の健全性を保つ。
- ・ エコキャンパスなど環境配慮の取組に合わせて、教職員及び学生のコスト意識を高め、光熱水費等の経費削減を図る。
- ・ 管理的経費は、平成30年度において平成25年度に比して5%以上の削減を目指す。

(3) 資産の安全かつ効率的・効果的な運用

資金運用・資金管理においては、安全性、効率性等を考慮して適正に行う。

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

教育研究活動全般の自己点検・評価を実施し、認証評価機関による評価を受ける。
また、その評価結果を積極的に公開するとともに、各部局の教育研究活動及び業務内容等の改善を図る。(次回は平成28年度までに受検)

2 情報公開・広報等の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 情報公開の推進

静岡県情報公開条例の実施機関として、適正な情報公開を行うとともに、教育研究

活動や業務運営等に関する情報を積極的に公開する。

(2) 積極的かつ効果的広報の展開

- ・ ブランド力、知名度を高めるため、情報発信の目的を明確にした上で、広報対象に応じた有効な広報媒体を選択し、的確な広報活動を行う。
- ・ 本学の広報活動の一環として、教員は自らの研究活動について、ホームページやSNS等インターネットを活用し、日本語と英語による情報発信に努める。
- ・ 【再掲】受験生をはじめ保護者、高校教員等へ本学及び各部局の教育の特色を分かりやすく伝え、本学が進学先として、優秀で多様な人材から「選ばれる大学」となるため、オープンキャンパスなどの充実や高等学校との連携強化を図り、積極的な入試広報を推進する。
- ・ 【再掲】シンポジウム、ホームページ、紀要、機関リポジトリ（大学等の産出する学術資料を電子的に蓄積・公表するシステム）等により本学の研究成果や学術情報を公開し、評価を高めるための積極的な広報に努める。

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

- ・ 施設・設備の整備・改修に当たっては、環境やユニバーサルデザインに配慮する。
- ・ 【再掲】施設・設備の現状を把握し、ファシリティマネジメントの視点に立って、老朽施設・設備の計画的な改修を進めるとともに、効率的・効果的な利用を図る。
- ・ 【再掲】全学的な教育方針に沿った施設設備や電子資料を含む図書館資料の整備充実を努め、各種のメディアの積極的な利用の促進を図る。
- ・ 【再掲】情報システムの円滑な利用や情報リテラシー教育支援のため、全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の更新を、利用目的、利用者の規模等の利用環境を考慮して計画的に進める。
- ・ 【再掲】情報ネットワークについては、データ通信量の増加、セキュリティの向上及び利用形態の多様化に対応するため、最新の技術動向を踏まえ、学内基盤ネットワークの更新などの改善を図る。
- ・ 【再掲】学習支援の充実に取り組み、学生の自主的学習に役立つサービスや環境の整備に努める。
- ・ 【再掲】電子資料やデータベースの整備充実を図るとともに、学術・情報資源のネ

ットワーク化及びアーカイブ化を推進する。

- ・ 【再掲】 老朽化した共同利用研究機器の計画的な更新を進める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 安全衛生管理体制の確保

- ・ 労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制の整備・充実を図り、学生・教職員の健康保持及び安全衛生向上に努める。
- ・ 教育・研究での実験等における安全管理意識の全学的な啓発及び学生への指導の徹底を図る。
- ・ 毒物・劇物、その他の危険性を伴う薬品は管理責任者により一元管理するとともに、教育研究活動によって生じる廃棄物を適切に処理する。
- ・ 地域や近隣大学、警察との連携、下宿・アパート業者との連絡会などを通して、学生が安心して安全な生活を送ることができるような環境づくりに努める。

(2) 危機管理体制の確立等

- ・ 大学において発生し、又は発生することが予想される、緊急的に対応すべき事件・事故に関するリスク・マネジメントを適切に行うため、危機管理体制の充実を図る。
- ・ 大規模地震・災害等による大学運営への影響を最小限に止めるため、学内の防災・減災対策を充実するとともに、日頃から防災訓練等を行うことにより、発災に備えた防災体制の点検を行う。
- ・ 地元自治体など防災関係機関との連携を深めるとともに、専門家の知見を踏まえ、被災時に本学が適切な役割を果たせるよう努める。

3 社会的責任に関する目標を達成するための措置

(1) 人権の尊重等

- ・ 本学におけるハラスメントの根絶を目指し、相談体制の整備や重層的な研修会等を行い、防止・救済対策の充実を図る。
- ・ ジェンダーやマイノリティに関する教育や意識啓発の一層の充実を図るとともに、男女教職員の労働環境の整備を進める観点から、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。

(2) 法令遵守

教職員を対象とした研修等により法令遵守等に関する方針や重要法令を周知し、コンプライアンス意識の徹底を図るとともに、内部監査機能の充実による不正経理の防止などに取り組む。

(3) 環境配慮

- ・ 教職員や学生を対象に、環境に関する教育や啓発活動を推進するとともに、教育・研究活動や課外活動を通じて、二酸化炭素排出量の削減、省資源、省エネルギー、リサイクルなどを進め、エコキャンパスの実現に努める。
- ・ 【再掲】施設・設備の整備・改修に当たっては、環境やユニバーサルデザインに配慮する。

第6 その他の記載事項

1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

2 短期借入金の限度額

(1) 限度額 13億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

5 県の規則で定める業務運営計画

(1) 施設及び設備に関する計画

教育研究組織の統合・再編・見直しに対応した施設・設備の整備や大規模な施設・設備の改修等は、各事業年度の予算編成過程等において決定する。

(2) 人事に関する計画

高い専門性や多様な経験を持つ優秀な人材の確保・養成、教育研究活動の充実に向けた組織再編や業務見直しに柔軟に対応した適切な定数管理と効果的な人員配置を推進する。

ア 教員は、公募制を原則とし、全学組織による選考などにより公平性・透明性を確保しつつ、国内外から優れた教育研究者を採用する。事務局職員については、大学事務の専門性に配慮して、法人固有の職員を採用するとともに、法人固有職員、県派遣職員等を適切に配置する。

イ 教員及び事務職員のファカルティ・ディベロップメントやスタッフ・ディベロ

ップメント活動に積極的に取り組み、教育能力や専門事務能力の向上に努める。

ウ 教育研究活動や事務運営の一層の活性化を図るため、教職員の他大学、研究機関との人事交流の推進に努める。

エ 新たな教育研究活動の展開に係るものを別にして、中期目標期間中は教員及び事務職員の定数は、期首の定数を上限に適正管理する。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

ア 学務情報システムの更新

事業期間：平成26～31年度 総事業費：200百万円

(単位：百万円)

年度 財源	H26	H27	H28	H29	H30	中期目標 期間内計	次期 以降	総事 業費
運営費 交付金	20	40	40	40	40	180	20	200

イ 学内ネットワーク基盤設備の更新

事業期間：平成27～33年度 総事業費：169百万円

(単位：百万円)

年度 財源	H27	H28	H29	H30	中期目標 期間内計	次期 以降	総事 業費
運営費 交付金	5	28	28	28	89	80	169

ウ インターネット回線契約の更新

事業期間：平成28～33年度 総事業費：108百万円

(単位：百万円)

年度 財源	H28	H29	H30	中期目標 期間内計	次期 以降	総事 業費
運営費 交付金	18	18	18	54	54	108

エ 図書館図書雑誌管理システムの更新

事業期間：平成 30～34 年度 総事業費：50 百万円

(単位：百万円)

年度 財源	H30	中期目標 期間内計	次期 以降	総事 業費
運営費 交付金	10	10	40	50

(4) 積立金の使途

第 1 期中期計画期間中に生じた積立金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

別表（収容定員）

1 静岡県立大学

平成	薬学部	640人
	食品栄養科学部	200人
	国際関係学部	720人
	経営情報学部	400人
	看護学部	240人
25年度	薬食生命科学総合学府	263人（うち前期課程150人、 薬学専攻博士課程及び後期課程113人）
	国際関係学研究所	20人（うち修士課程20人）
	経営情報イノベーション研究科	29人（うち前期課程20人、後期課程9人）
	看護学研究所	32人（うち修士課程32人）
平成	薬学部	640人
	食品栄養科学部	220人
	国際関係学部	720人
	経営情報学部	400人
	看護学部	305人
26年度	薬食生命科学総合学府	264人（うち前期課程150人、 薬学専攻博士課程及び後期課程114人）
	国際関係学研究所	20人（うち修士課程20人）
	経営情報イノベーション研究科	29人（うち前期課程20人、後期課程9人）
	看護学研究所	32人（うち修士課程32人）
平成	薬学部	640人
	食品栄養科学部	240人
	国際関係学部	720人
	経営情報学部	400人
	看護学部	370人
27年度	薬食生命科学総合学府	272人（うち前期課程150人、 薬学専攻博士課程及び後期課程122人）
	国際関係学研究所	20人（うち修士課程20人）
	経営情報イノベーション研究科	29人（うち前期課程20人、後期課程9人）
	看護学研究所	32人（うち修士課程32人）

平成	薬学部	640人
	食品栄養科学部	260人
	国際関係学部	720人
	経営情報学部	400人
	看護学部	435人
28年度	薬食生命科学総合学府	272人（うち前期課程150人、 薬学専攻博士課程及び後期課程122人）
	国際関係学研究科	20人（うち修士課程20人）
	経営情報イノベーション研究科	29人（うち前期課程20人、後期課程9人）
	看護学研究科	32人（うち修士課程32人）
平成	薬学部	640人
	食品栄養科学部	280人
	国際関係学部	720人
	経営情報学部	400人
	看護学部	500人
29年度	薬食生命科学総合学府	272人（うち前期課程150人、 薬学専攻博士課程及び後期課程122人）
	国際関係学研究科	20人（うち修士課程20人）
	経営情報イノベーション研究科	29人（うち前期課程20人、後期課程9人）
	看護学研究科	32人（うち修士課程32人）
平成	薬学部	640人
	食品栄養科学部	280人
	国際関係学部	720人
	経営情報学部	400人
	看護学部	500人
30年度	薬食生命科学総合学府	272人（うち前期課程150人、 薬学専攻博士課程及び後期課程122人）
	国際関係学研究科	20人（うち修士課程20人）
	経営情報イノベーション研究科	29人（うち前期課程20人、後期課程9人）
	看護学研究科	32人（うち修士課程32人）

2 静岡県立大学短期大学部

平成 25 年度	看護学科	240人
	歯科衛生学科	120人
	社会福祉学科	200人
平成 26 年度	看護学科	160人
	歯科衛生学科	120人
	社会福祉学科	200人
平成 27 年度	看護学科	80人
	歯科衛生学科	120人
	社会福祉学科	200人
平成 28 年度	歯科衛生学科	120人
	社会福祉学科	170人
	こども学科	30人
平成 29 年度	歯科衛生学科	120人
	社会福祉学科	140人
	こども学科	60人
平成 30 年度	歯科衛生学科	120人
	社会福祉学科	140人
	こども学科	60人

(注) 学部、研究科等の教育研究組織の統合・再編・見直しに伴い、人数変更となる場合がある。

(別紙)

予 算

平成25～30年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	28,257
施設整備費補助金	2,660
自己収入	11,694
授業料収入及び入学金検定料収入	11,286
雑収入	408
受託研究等収入及び寄附金収入等	2,346
長期借入金収入	0
繰越金等取崩収入	109
計	45,066
支出	
業務費	40,060
教育研究経費	30,425
一般管理費	9,635
施設整備費	2,660
受託研究等経費及び寄附金事業費等	2,346
長期借入金償還金	0
計	45,066

(注) 平成25年度の額を基礎として、平成26年度以降の予算額を試算している。

金額については見込みであり、各事業年度の運営費交付金等については、事業の進展により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

【人件費の見積り】

中期目標期間中総額 24,799 百万円を支出する。(退職手当は除く)

※ 退職手当については、静岡県公立大学法人職員退職手当規程に基づいて支給されることとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

【運営費交付金の算定ルール】

本中期計画期間中における運営費交付金は、標準的に見込まれる支出及び収入を基に決定した平成 25 年度の金額を基準とし、平成 26 年度以降は、毎年度、以下の算定ルールに基づき試算したものであるが、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

$$\text{運営費交付金} = \text{支出} (A(y) + B(y) + C(y) + D(y) + E(y)) - \text{収入} F(y)$$

A(y) : 人件費 $A(y) = A(y-1)$

B(y) : 管理運営費 (事務局経費、施設管理費等) $B(y) = B(y-1) \times \alpha$

C(y) : 教育研究費 $C(y) = C(y-1) \times \alpha$

D(y) : 特殊経費 (当該年度の退職手当見込額等)

E(y) : 特定経費 (当該年度に用途を特定して措置される額)

F(y) : 自己財源 (外部研究資金を除く当該年度の学納金見込額等)

諸係数 α : 効率化係数 $\Delta 1\%$

y : 当該年度

y - 1 : 当該年度の前年度

収支計画

平成25～30年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	42,767
経常費用	42,767
業務費	36,353
教育研究経費	8,026
受託研究等経費	1,824
人件費	26,503
一般管理費	4,618
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,796
臨時損失	0
収入の部	42,767
経常利益	42,767
運営費交付金	28,257
授業料収益	8,682
入学金収益	1,152
検定料等収益	390
受託研究等収益	1,824
寄附金収益	258
雑益	408
資産見返運営費交付金等戻入	1,193
資産見返物品受贈額戻入	266
資産見返寄附金戻入	337
臨時利益	0
固定資産売却益	0
純利益	0
総利益	0

(注) 平成25年度の額を基礎として、平成26年度以降の予算額を試算している。

資金計画

平成25～30年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	45,713
業務活動による支出	41,080
投資活動による支出	3,986
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	647
資金収入	45,713
業務活動による収入	42,297
運営費交付金による収入	28,257
授業料及び入学金検定料による収入	11,286
受託研究等収入	1,824
寄附金収入	522
その他の収入	408
投資活動による収入	2,660
施設費による収入	2,660
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	756

(注1) 平成25年度の額を基礎として、平成26年度以降の予算額を試算している。

(注2) 前期中期目標期間からの繰越金は、奨学寄附金、受託研究費及び積立金に係る繰越額である。